

# 個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し に係る検討状況について

## 令和 7 年 3 月 個人情報保護委員会事務局

個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方②

20

### 3 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ（注19）のうち、本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する（注20）顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に典型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。

注19: 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別することができるもの（法第2条第2項第1号、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第1条第1号）。

注20: カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。

- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。
- 具体的には、顔特徴データ（注21）等の取扱いに関する一定の事項（注22）の周知を義務付けてはどうか（注23）。その場合において、一定の例外事由（注24）を設ける必要があるのではないか。

注21: 規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものを規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注22: 顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注23: 具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

注24: 例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であつて、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

- また、顔特徴データ等（保有個人データであるものに限る。）について、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注25）を設ける必要があるのではないか。

注25: 例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供（法第27条第2項）を認めないこととしてはどうか。